

議案第5号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1 杉並区立杉並会館の項中「138,000円」を「145,000円」に、「261,000円」を「274,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に改め、同表杉並区立高円寺地域区民センターの項及び杉並区立永福和泉地域区民センターの項中「40,000円」を「41,000円」に改め、同表杉並区立井草地域区民センターの項中「42,000円」を「43,000円」に改め、同表杉並区立中央図書館の項中「地下」を「地上」に、「21,000円」を「20,000円」に改め、同表杉並区上井草体育館の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1 杉並区立中央図書館の項の改正規定及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第1 杉並区立中央図書館の項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1 杉並区立中央図書館の項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

杉並会館の従業員控室等の使用料を改定する等の必要がある。

使用料の改定の概要

行政財産（長期目的外使用施設）使用料

名称	使用部分	使用方法	使用料の額（月額）	
			現行	改定
杉並会館	地下1階従業員控室の一部	従業員控室	138,000円	145,000円
	地上1階の一部	調理室	261,000円	274,000円
	〃	調理事務室	13,000円	14,000円
高円寺地域区民センター	地上2階の一部	調理室	40,000円	41,000円
永福和泉地域区民センター	地上1階の一部	調理室	40,000円	41,000円
井草地域区民センター	地上1階の一部	調理室	42,000円	43,000円
中央図書館	地上1階の一部	売店	21,000円	20,000円

※中央図書館の売店は、施設の改修に伴い、面積が変更される。

※上井草体育館の長期目的外使用は、廃止する。